

民 事 訴 訟 法

(問 題)

2021 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60点）

Xは、その所有する甲土地につき、YがXから購入したと主張して所有権移転登記を求めてきたことから、Yを被告として、（１）甲土地の所有権がXに属することを確認することを求める、（２）Yが主張する売買契約は不存在であることを確認することを求めるとの訴えを提起した（以下「前訴」という）。これに対し、Yは、（１）の訴えにつき、甲土地は自分がXから売買契約に基づいて所有権を取得した旨主張し、（２）の訴えは不適法であると主張した。

〔問１〕

前記（２）の訴えの適法性について解答せよ。（20点）

〔問２〕

Xは、（２）の訴えを取り下げ、Yはこれに同意した。その後、前訴の受訴裁判所は証拠調べのうえ、Xの（１）の請求を認容する判決をし、この判決は確定した。その後、Yは、甲土地をXから売買契約により取得した旨、前訴と同じ事実関係を主張して、所有権に基づきYへの移転登記を求める訴えを提起した（以下「後訴」という）。この場合、後訴の受訴裁判所はどのような判決をすべきか解答せよ。なお、いわゆる争点効または信義則に基づく後訴の遮断の有無について検討する必要はない。（40点）

〔以下余白〕

